

「調書方式」に対応した金融機関から借入れをされた方へ

住宅ローン控除の確定申告には事前準備が必要

Q

「調書方式」に対応した金融機関から借入れをした場合、住宅ローン控除の申告には事前準備が必要と聞きました。いつまでに何を行えばよいですか。

A

居住を開始した年内に「e-Tax からの情報取得希望」を行ってください。

「調書方式」の説明は裏面下部へ→

事前準備 ～「e-Tax からの情報取得希望」まで～

マイナポータルアプリからログインして画面を進め「e-Tax からの情報取得希望」を完了させて下さい。



過去のマイナポータルの利用状況等により、上記画面と異なる場合があります。

※1 3のボタンが「証明書等の取得状況を確認する」である場合、これを選択すると5に遷移します。その場合「証明書等を選択する」を選択すると4に遷移できます。

※2 8では、e-Taxをはじめて利用する方は「お手続きの流れへ」を選択し、画面の案内に沿ってe-Taxの利用開始手続きを進めてください。

各画面のさらに詳細な説明は、国税庁ホームページ「動画で見る確定申告」の「住宅ローン控除の適用に係る手続方法（調書方式）」又は「e-Taxからの情報取得について」からご確認ください。



動画で見る確定申告



e-Taxからの情報取得について

※操作イメージは令和7年6月時点の画面であり、今後、変更となる場合があります。

事前準備を終えた方は裏面へ→

年末残高情報の取得 ～メッセージボックスの確認～

2月中旬に e-Tax のメッセージボックスへ年末残高情報が格納されますのでご確認ください。



▲ e-Tax ホームページからログイン

事前準備は年内に！

居住を開始した年内に事前準備を行っていただければ、年末残高情報は2月中旬(2/10～2/13の間)にメッセージボックスへ格納されます。事前準備が年明け後となると、それより後日の格納となります。

事前準備の完了日	格納日
居住を開始した年内	2/10～2/13の間
年明け～2/16	2/15～2/18の間
2/17以降	完了日から2～5日後

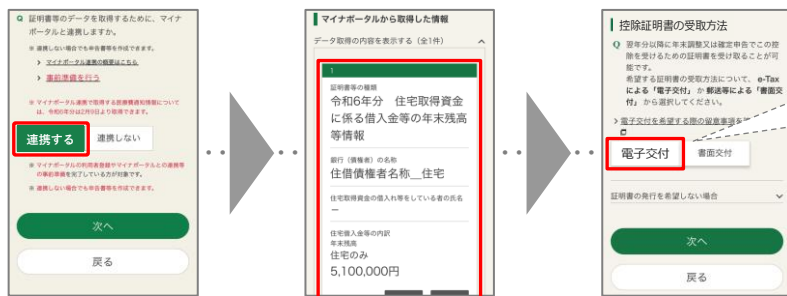
この表のとおり、事前準備の完了から格納までには日数を要することから、**年内の事前準備**をぜひお願いいたします。

年末残高情報取得後の確定申告書の作成・提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、マイナポータル連携により年末残高情報等を自動入力でき、自動計算で申告書の作成ができます。作成した申告書は、そのまま e-Tax で送信できますのでぜひご利用ください。



作成コーナー



▲ マイナポータルと「連携する」を選択

入居2年目以降も年末残高等の情報を取得する方は、住宅ローン控除の入力の際、「控除証明書の受取方法」は「**電子交付**」を選択してください。

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。有効期限や更新手続等の詳細は、[デジタル庁公式note](#)をご確認ください。



デジタル庁公式note

■ 「調書方式」とは

令和4年度税制改正において、住宅ローン控除の適用に係る手続について、これまでの年末残高証明書を用いる「証明書方式」(※)から、「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」(以下、「年末残高調書」といいます。)を用いる「調書方式」とする改正が行われています。

【調書方式】

住宅ローン債権者である金融機関等が税務署に「年末残高等調書」を提出し、国税当局から納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式。

ただし、「年末残高調書」を提出する住宅ローン債権者(以下「債権者」といいます。)において、この改正に対応するためのシステム改修等への対応が困難な場合には、引き続き、「証明書方式」とすることができる経過措置が設けられています。

※住宅ローン控除の適用を受ける納税者の方が、債権者である金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式。

■ 調書方式に対応した金融機関の確認

借入先の金融機関が調書方式に対応済かどうかは、国税庁ホームページの「年末残高調書を用いた方式(調書方式)に対応した金融機関の一覧」でご確認いただけます。

確認にあたっては「対応を開始する年」以降に借入れされたかどうかも併せてご確認ください。



調書方式に対応した金融機関の一覧